

大

館市農業委員会だより

●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19
☎0186-43-7129



10月12日から14日に大館樹海ドームで開催された「本場大館きりたんぽまつり」

厳しい農業情勢の年頭にあたつて



大館市農業委員会
会長 索屋 由衛門

昨年は、ついにTPP交渉に参加することとなり、重要五品目についても関税撤廃が危惧されるなか合意が先送りされ、更に「成長戦略」の閣議決定により旧制度の見直し、農地中間管理機構の創設や国家戦略特区の創設と矢継ぎ早の改革に加え、四十年以上続いたコメの生産調整も見直しの対象と、先行き不安が残る状況となりました。

更に、大館地方では、八月の記録的な集中豪雨とたびたびの大雨により、甚大な被害が生じ、その復旧への対応と、被災された農家にとつては大変な一年となりました。

一方、明るい話題としては、地元食材を使用した一大イベント『本場大館きりたんぽまつり』の大成功や産業祭の盛況があり、私たち農業関係者を大いに勇気づけるものでした。

こうした状況を踏まえ、農業者の公的代表機関として、長期的な施策や喫緊の課題に取組むべく、市に「建議書」を提出させて頂きました。

次の世代に日本の食と優良農地をしつかりと引き継ぐ所存でありますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

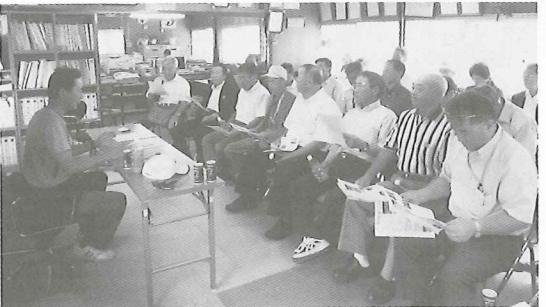
3

東北・北海道農業活性化
フォーラムに参加

委員長 畠山 清俊

総務小委員会

昨年の八月二十九日、
平成二十五年度東北・
北海道農業活性化フォー
ラム」が宮城県名取市を
会場に開催され、東北
及び北海道の各地から
一六〇〇名を超える農業
委員が参加しました。この
フォーラムは、当地域
の農業委員会が担うべき
役割を再認識し、今後の
農業委員会活動の強化を
図るため、毎年各県輪番
で開催しており、本市か
らは二十四名の農業委員
が参加しました。フォー
ラムでは、東北大学教養
教育院総長特命教授 工
藤昭彦氏による基調講
演「地域農業の振興につ
いて」や、「地域農業の振
興に向けた農業委員会活
動」をテーマにしたパネ
ルディスカッションに耳を



大郷グリーンファーマーズを視察

水稻作柄調査を実施

委員長 富樫 英悦

今年度の水稻作柄調査



水稻作柄調査の様子

守ろう優良農地

農地調整小委員会

委員長 渡邊 久雄

農地調整小委員会は会
長及び会長職務代理を含
めた十三名の委員で構成
されています。主な業務
の一つに農地転用申請の
あつた農地の現地確認調
査があります。農地を農
地以外（宅地など）の目
について説明を受けたほ
ど

要望したい」との考え方
が示されました。昨年八
月九日の豪雨災害復旧支
援については「来春の営
農に支障をきたさないよ
うに全庁を挙げて取り組
む」と柔軟な対応が示さ
れました。

的で使用する場合は県の
許可が必要となります
が、その前段として、農
業委員会が現地を確認
し、「現在も農地である
か、もし農地以外に転用
しても周辺の農地に悪影
響を及ぼす恐れがない
か」などを確認し、農業
委員会総会で報告して、
審議の判断材料を提供す
るという重要な役割です。
小委員会では十三名の中
から毎月二名の委員が輪
番で業務にあたっています。
最近は、許可を受け
る前に転用行為（違反転
用）を行うなどの事例が
みられ、所有者のモラル
が問われています。

農地は、私たちの食糧
を生産する国民の重要な
財産でもあります。限り
ある農地を後世に残すた
めにも、農地転用は慎重
に進めたいものです。

将来の展望が持てる制度を 建議書を提出



小畠市長に建議書を渡す糸屋会長

昨年十一月十二日、平成二十六年度大館市農業施策の推進についての要望事項を集約した建議書を農業委員会等に関する法律第六条の規定に基づき、糸屋会長が市長に提出しました。

安部会長職務代理者が内容を説明した後、市長と農業委員による意見交換を行い、委員からは建

議書をもとに現場の代表者として意見が出されました。
コメの価格維持のために生産量を絞る減反が五年後をめどに廃止されることに対し市長からは「官邸、自民党、農林水

産省からばらばらに声が聞こえる。激変緩和を早急に措置しなければならない」との話があり、また、TPP交渉では「市長会でも強力に運動を展開している。農家を守る施策を真剣に考えて国に

【平成26年度建議の要旨】

1 農政上の課題について

- TPP（環太平洋経済連携協定）に参加することにより重要5品目を含む関税が全面的に撤廃されることが明らかになった場合、交渉参加は行わないことを強く国に要望していただきたい。
- 経営所得安定対策見直し後の対策について、5年後のコメの生産調整の廃止を踏まえ農業者の理解が得られる将来に展望が持てる制度となるよう国へ要望していただきたい。
- 8月9日の記録的な豪雨による、農地・農業用施設の災害復旧支援について、来春から確実に営農が再開できるよう、災害復旧事業の対応について、今後とも特段のご配慮をお願いしたい。
- 農地中間管理機構について、地域農業者との共存共栄が図られる制度となるよう国へ要望していただきたい。

2 農業振興施策について

- 「人・農地プラン」の推進、内容の見直しについて、貸し手、担い手等への啓蒙を積極的に行い、農業委員会も含め、地域一体となった話し合いができるよう進めていただきたい。
- 担い手の育成・確保のため、認定農業者に対して、経営管理能力の向上に関する支援の充実に努めていただきたい。
- 青年就農給付金による新規就農者の確保について、就農希望者の確実な就農と経営安定を図る有効な施策として需要が大きいことから、十分な予算を確保していただきたい。

3 農村振興施策について

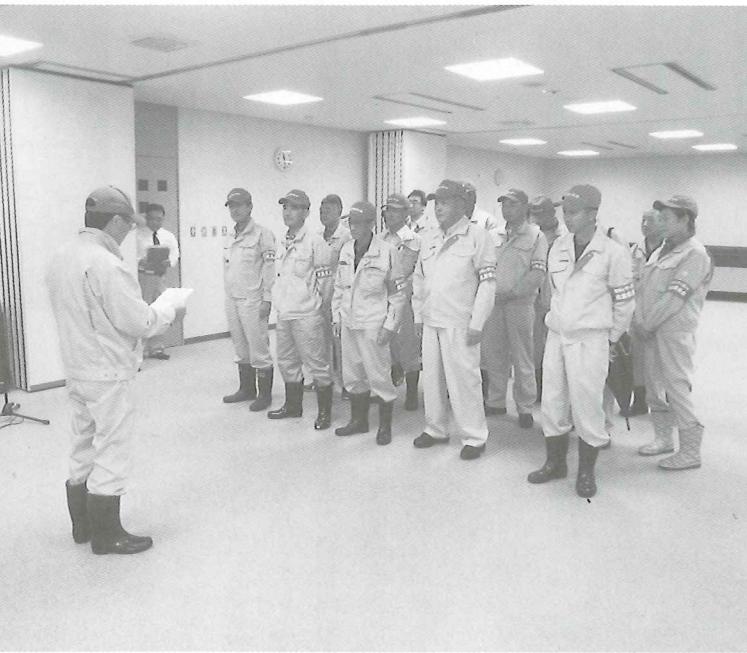
- 担い手への農地集積の一層の促進のための支援をお願いしたい。
- 遊休農地の発生防止と解消のため、保全管理に要する経費の助成や小規模な農地の再生利用に対する市独自の支援の拡充に努めていただきたい。
- 中山間地域等直接支払交付金と農地・水保全管理支払交付金における見直し後の制度について、農業者の理解が得られる長期的かつ安定的な制度となるよう国に要望していただきたい。
- 農業生産基盤整備事業の促進について、予算確保、事業推進にご努力願いたい。

4 農地法等の改正による農業委員会業務の増大について

- 農地法改正により、農業委員会が果たすべき役割が質、量ともに増大しており、予算確保と体制の整備強化をお願いしたい。

遊休農地対策に取り組んでいます

農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策や、農地の違反転用の防止・早期発見等を目的に毎年農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。これは、平成二十一年十二月の改正農地法施行により、農業委員会の新たな役割として「農地の利用状況についての調査」の実施が義務付けられたことによるものです。



10月16日に開催した農地パトロール出發式



農地パトロールの状況

地域の農業委員が各地区の公民館などで農家の皆さんに抱える相談に応じます。事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

○日時

1月15日(水)
午後1時～4時

して昨年度は九・九ヘクタールの遊休農地が解消されています。

本年度の調査は、昨年度の農地パトロールの結果に基づき、本年三月下旬に行つた遊休農地所有者等への文書指導後の農地の利用状況の確認と、地区内に新たに発生している遊休農地や違反転用の調査を中心に行いました。

指導対象農地のそれに遊休化・耕作放棄化となってしまった要因があり、それがなかなか改善されない現状もありますが、平成二十三年度は六・七ヘクタール、そ

農業委員会としては、今後もこの調査結果を踏まえ、農家の農用地利用の現状や今後の意向などを把握し、現状と課題を整理するとともに、遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に取り組んでまいります。

遊休農地や違反転用などの発生を未然に防ぐためにも、地域からの情報を受け付けていますので、農業委員会や各地域の農業委員にご連絡ください。

○会場

市役所三フ丸庁舎
北内総合支所
田代公民館
駿迎内公民館
一井田公民館
十二所公民館
矢立公民館

農家相談デーを開催します

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

- 少子高齢時代に強い年金です
- 自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。
- 終身で80歳までの保証付きです
- 自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。
- 保険料は自由に決められます
- 年金は生涯支給されます。仮に八十歳前に亡くなつた場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであつた相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇があります
- 担い手には政策支援(国庫補助)があります

若い農業者の皆さんへ

政策支援加入(保険料の国庫補助)で老後の安心を！

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。

◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必 要 な 条 件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※ 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。

※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分額	支給総計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	76万円	55万円	22万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	52万円	588万円	52万円	41万円	12万円
		女性		44万円		44万円	35万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	41万円	528万円	41万円	35万円	6万円
		女性		35万円		35万円	30万円	5万円

(注)この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.07%、65歳以上の予定期率が1.15%となった場合の試算です。

運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。
予定期率1.15%は、農林水産省告示(H25.4.1施行)により定められている率です。

お問い合わせ 独立行政法人農業者年金基金
Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

農業者年金へのご加入については、農業委員会へご相談ください。(電話: 43-7129)

年金を受給するには？

- ①年金は、国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、65歳から受給できます。60歳からの繰上げもできます。
- ②国庫補助分についての年金(特例付加年金)を受給するためには、60歳までに、保険料納付を20年以上(※)行った上で、後継者又は第3者に「經營継承」することが必要です。

※保険料納付済み期間には、農業者年金加入者が一定期間厚生年金に加入していた等のいわゆる「カラ期間」を含みます。

○相談の例

- 農地を売買したい。
貸借したい。
農地を転用したい。
親から子へ農地を贈与したい。
農業者年金に加入したい。
など

地域の農業委員が各地区の公民館などで農家の皆さんに抱える相談に応じます。事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

こんなときは…

農地を転用したい

農地に住宅を建てたい
たとえば… 農地に工場を建設したい
農地を駐車場にしたい

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受ける必要があります。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受ける必要があります。

許可を受けないで転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けないで行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地関係の申請手続きは、毎月20日までに

農地法の申請手続き（農地としての権利移動、転用、非農地証明、賃貸借の合意解約）等については、毎月20日（休日の場合は前開序日）までに受付した申請を翌月上旬の総会で審議しております。転用については許可がおりるまで最短で40日程度かかることから、お急ぎの際は早めに相談、申請されることをお薦めします。

また、転用の目的によって必要書類が異なりますので、転用しようとするときは、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

なお、1月のみ締切が1週間程度早まります（平成26年1月は15日が締切です。）ので、ご注意願います。

農業委員会へのお問い合わせは、電話43-7129まで

手続きをお忘れなく！

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の二つの方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項目	内 容
要 件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上（新規借入分を含む。）であることが必要です。
手 続 き	手続きには、次の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・貸し人の印鑑証明書、実印 ・借り人の住民票の写し、認印
契 約 期 間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にしていただき、両者で協議して決定してください。
効 力 発 生	・許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項目	内 容
要 件	・借り受ける方は 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が1.8ha以上（新規借入分を含む。） であることが必要です。
手 続 き	・両者の印鑑（認印）のみで手続きできます。
契 約 期 間	・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にしていただき、両者で協議して決定してください。
効 力 発 生	・公告日から効力が発生します。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内 容
要 件	・買い受ける方の耕作面積が50a以上（新規買入分を含む。）であることが必要です。
手 続 き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・売渡人の印鑑証明書、実印 ・買受人の住民票の写し、認印

※ 農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、左ページの転用許可を受ける必要があります。

大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成25年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における、賃借料水準(10a当たり)は次のとおりとなっていますので、賃借の際の参考としてください。

【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
大館地域	大館	10,722円	17,250円	5,750円 318
	釧内	14,132円	17,250円	5,750円 754
	長木	11,369円	16,000円	5,750円 227
	上川沿	11,381円	15,000円	5,000円 320
	下川沿	14,971円	25,000円	7,000円 228
	真中	13,943円	20,000円	5,000円 537
	二井田	12,696円	22,600円	5,750円 553
	十二所	10,945円	17,250円	3,833円 343
	花矢	10,960円	13,000円	5,000円 480
	比内地域	10,636円	17,250円	5,000円 726
	田代地域	10,688円	15,000円	5,750円 452
(参考)市全域平均	12,106円	—	—	4,938

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	8,386円	15,060円	3,833円	51

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵(60kg)当たり11,500円に換算しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数字です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。

全国農業新聞

発行: 毎週金曜日・自宅直送

B3版8~10ページ

購読料: 月600円(送料とも)

農地を相続したときは届出を

相続により農地を取得したときは、農業委員会に届出をお願いします。

農地の貸し借り、売買や転用の申請に関するご相談、農業新聞の購読の申し込みや農業者年金に関するお問い合わせは、

大館市農業委員会事務局(電話 43-7129)までお寄せください。